

答申の概要（ヘイトスピーチ該当性等の有無）〔平 30-職 1〕

第 1 当審査会の結論

諮問に係る下記の表現活動 1 は、大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 項各号に掲げる表現活動に該当するが、条例第 2 条第 1 項に規定するヘイトスピーチ（以下単に「ヘイトスピーチ」という。）には該当しない。

諮問に係る下記の表現活動 2 は、条例第 5 条第 1 項各号に掲げる、(a)大阪市内で行われた表現活動並びに (b)明らかに大阪市民等に関する表現活動及び (c)大阪市内で行われたヘイトスピーチを大阪市内に拡散する表現活動のいずれにも該当しない。

記

（表現活動 1）

平成 28 年に大阪市内で行われたデモ活動（以下「本件表現活動 1」という。）

（表現活動 2）

インターネット上の動画投稿サイト「YouTube」(<https://www.youtube.com/>。以下「本件動画サイト」という。)において、本件表現活動 1 を記録した一連の動画（以下「本件動画」という。）を投稿し、以下の URL で表示される本件動画サイト内の各ウェブページ（以下「本件各ページ」という。）に本件動画及び投稿説明文（以下「本件動画等」という。）を掲載し、不特定多数の者が閲覧できる状態に置いていた行為（以下「本件表現活動 2」という。）

第 2 結論に至った理由

1 本件表現活動 2 について

(1) 調査審議の対象とする本件動画等について

本件動画等の内容は、随時、追加や削除による変更（動画については削除のみ）が可能であることから、本件動画等の調査審議に当たっては、どの時点のものを対象とするかが問題となるが、随時変更されることがある本件動画等の内容について、当審査会の答申時までの変更経過を逐次確認し、その変遷も含めてすべて調査審議の対象としていくことは、当審査会における調査審議を複雑・困難化させることから、本件表現活動 1 及び本件表現活動 2（以下「本件各表現活動」という。）に関する情報を大阪市内に提供した者（以下「本件情報提供者」という。）からの情報提供を受けて大

阪市長の補助組織である大阪市市民局（以下「市民局」という。）において確認した平成 30 年 3 月 7 日時点（URL①）及び同月 8 日時点（URL②）における本件動画等の内容を調査審議の対象とすることとした。

(2) 条例の適用関係について

本件動画は本件動画サイトから削除され、本件ウェブページで視聴できない状態になっていることが、平成 30 年 7 月 9 日の時点で市民局により確認されているが、少なくとも平成 30 年 3 月 7 日時点（URL①）及び同月 8 日時点（URL②）においては、本件表現活動 2 によって本件動画が不特定多数の者により視聴できる状態に置かれていたことに鑑み、引き続き調査審議を行った。

2 本件各表現活動に係る関係人等からの意見等

(1) 申出人

本件諮問は、大阪市ホームページ上の電子メール送信フォームにより大阪市に提供された情報をもとに、条例第 6 条第 1 項に基づき阪市長の職権でなされたものであるため、条例第 5 条第 2 項に規定する申出に係る申出人は存在しない。

(2) 本件表現活動を行ったもの

本件表現活動を行ったもの（以下「本件表現活動者」という。）からは、条例第 9 条第 3 項に基づき口頭での意見陳述が行われた。

本件表現活動者の意見は、概ね次のとおりである。

- ・本件については、すでに YouTube 上で動画が観られない。
- ・事前に市役所に来れば、動画を確認できるようにすると言われたが、例えば USB や DVD で送るなどの対応をすべきではないか。
- ・私は本件動画を観ておらず、ヘイトスピーチ審査会事務局に対し、何の動画かと聞いたら、反捕鯨団体に関する件とのことだったので、もう大体何かわかると言った。ただし、どこの部分を指しているのか、細かいことがわからない。
- ・白人がこんなこと言ってくるわけがない。白人も訴えているというカモフラージュで訴えを起こしてきていると私は思う。
- ・反捕鯨団体は、イルカの追い込み漁に携わる漁師があたかも犯罪者であるかのように、聞くに堪えられないような罵詈雑言を浴びせながら、漁師の顔を動画に撮った。恥を知れと言いたい。その様子は YouTube でも確認できる。
- ・また、以前テレビで放送されたものが YouTube に上がっているが、自分の父がイルカ漁をやっている小学校 6 年生の女の子が出ていた。そ

の女の子は学校で何か言われたのか、泣きながら作文で、「私のお父さん、そんな皆が言う悪い人じゃないです。」と言った。

- 捕鯨は伝統文化だ。オーストラリア人は同じ哺乳類であるカンガルーやアライグマを害獣とって毎年何十万頭も殺している。何を基準にこんな活動しているのか。それは、地元のオーストラリア牛を日本に売り込みたいからだ。だから、自分たちの金儲けのために、鯨の肉を捕らせないようにしている。
- 一番予算を拠出していた日本が国際捕鯨委員会から脱退した。それにより、このままではこの組織は潰れると白人は言っている。
- 我々が、彼らに対して、太地町から出て行け、日本の食文化を荒らすなど言うことのどこがヘイトスピーチなのか。これは本来役人や政治家がやるべき仕事だ。
- 本件の訴えは反日の在日韓国・朝鮮人、帰化人または反日の日本人によるカモフラージュであって、白人に対しても我々がヘイトをやっているというひとつの道筋を作りたいだけだ。
- 「差別」、「差別」と言っている者こそ一番の差別主義者だ。
- 本件は反捕鯨団体を批判するデモの件についてであって、韓国、朝鮮とは関係がない。
- 朝鮮人に対し、強い表現で静止を促す文言が記載された横断幕（以下「本件横断幕」という。）を掲げたのは、朝鮮人が妨害に来ているからだと思う。朝鮮人について何ひとつ言っていないのに、我々の妨害に来る。その妨害に対抗するためだ。
- 反捕鯨団体に対するデモ行進なのに、本件横断幕を持って行ったということは、妨害者らがデモの実施についてネットでも拡散し、大人数で来ていたということだろう。
- 本件横断幕は一時的なものなのか、ずっと掲げていたものなのかは動画を観てもらえればわかる。わたしは動画を観ていないが、朝鮮人がずっとついてくるのだから、最後まで掲げていたのだと思う。彼らが来ないなら、そんなものは掲げない。
- 当日デモを行う上でのルール等、他の参加者と打合せはしていない。
- YouTube へのアップロードは特定団体が行った。
- このデモに参加しているのは特定団体のメンバーのほか、有志の人も参加しており、当時であればどちらかということ、特定団体のメンバーより有志のほうが多いかもしれない。
- このデモは特定団体を中心となって主催したものだと思う。

3 本件各表現活動の条例第5条第1項各号該当性について

(1) 本件表現活動1について

本件表現活動1は、本件動画の画像から、大阪市内で実施されたことが明らかに認められるので、条例第5条第1項第1号に該当する。

(2) 本件表現活動2について

ア 条例第5条第1項第1号の該当性について

本件表現活動2は、インターネット上の本件動画サイトに本件動画等を掲載する行為であって、本件動画サイトに接続ができれば世界中のどこからでも投稿が可能なものであるところ、本件動画サイトへの掲載が大阪市内で行われたことを認定するに足りる根拠はなく、大阪市内で行われたものかどうか明らかでない。

本件表現活動者は、その意見で、YouTubeへのアップロードは特定団体が行ったとしてはいるものの、投稿場所については言及しなかった。

このほか、本件動画サイトへの本件動画等の投稿が大阪市内で行われたことを客観的に立証できる資料の提出や、同投稿が同市内で行われた可能性を相当程度にうかがわせる個別的な事情も存在しないことを踏まえると、本件表現活動2については、前記のとおり、大阪市の区域内で行われたかどうか明らかでないものとして、条例第5条第1項第2号該当性について判断することとした。

イ 条例第5条第1項第2号アの該当性について

本件表現活動2には、本件表現活動1のデモ活動参加者の発言内容として、「御堂筋」という音声、「難波」という音声、及び「大阪」という音声は複数箇所認められたが、いずれも単にデモの実施場所に関する地名を示したもの、もしくは入国管理局の所在地を示したものに過ぎず、次に、警察関係者の発言内容として「西警察署」、「天満警察官」と「大阪市」という音声を確認できるが、「西警察署」及び「大阪市」は単に、地方公共団体やその部署の名称を指しているに過ぎず、「天満警察官」については、天満警察官の整備指導に従うよう促す旨の音声から、デモ活動に係る安全管理を行う警察官の所属を指しているに過ぎない。

このほかも含め、本件表現活動2には、大阪市内に居住又は通勤若しくは通学する市民等に関する明らかに認められる内容は見受けられないため、本件表現活動2は条例第5条第1項第2号アに該当するとはいえない。

ウ 条例第5条第1項第2号イの該当性について

条例第5条第1項第2号イは「本市の区域内で行われたヘイトスピーチの内容を本市の区域内に拡散するもの」と規定しているところ、本件

表現活動 2 は、大阪市内で行われた本件表現活動 1 の内容を投稿・掲載し、拡散するものではあるが、後記 4 に記載のとおり、本件表現活動 1 がヘイトスピーチに該当するとはいえなため、本件表現活動 2 は、条例第 5 条第 1 項第 2 号イに該当するとはいえない。

エ 小括

以上から、本件表現活動 2 は、条例第 5 条第 1 項各号に掲げる表現活動のいずれにも該当しない。

(3) 小括

本件諮問の内容は、まず、本件各表現活動が条例第 5 条第 1 項各号のいずれかに掲げる表現活動に該当するかどうかについての意見を求めるものであり、その上で本件各表現活動が同項各号のいずれかに掲げる表現活動に該当する場合にヘイトスピーチに該当するものであるかどうかについての意見を求めるものであることから、同項各号に掲げる表現活動のいずれにも該当しない本件表現活動 2 については、ヘイトスピーチ該当性の判断は行わないこととした。

一方、本件表現活動 1 については、(1) に記載したとおり、条例第 5 条第 1 項第 1 号に該当するので、ヘイトスピーチ該当性の判断を行うこととした。

4 本件表現活動 1 の条例第 2 条第 1 項各号該当性について

(1) 本件表現活動 1 の概観

本件表現活動 1 は、概ね、次のア及びイにより構成されていることが確認できる。

ア 特定の国際的反捕鯨団体に関する表現

本件表現活動 1 への参加者を募っていたインターネット上の掲示板には、和歌山県太地町のイルカ漁に対して迷惑行為を行う特定の国際的反捕鯨団体の活動家の入国制限を求める趣旨で実施するデモ活動であると表示されており、和歌山県太地町のイルカ漁に対して迷惑行為を行う特定の国際的反捕鯨団体の活動家の入国制限を求める趣旨の次のような表現が、弁士によってなされているとともに、こうした表現は、本件表現活動 1 の主要な部分を占めている。

- ・ 伝統文化の 1 つでもあるイルカの追い込み漁を実施している和歌山県太地町で、約 10 年にわたり独自の思想を持った外国人が、漁の妨害、現地の方々へのヘイトスピーチなど数々の迷惑行為を繰り返してきた旨の発言
- ・ 日本の伝統文化や国体を汚す外国人の入国制限を求めるデモである

旨の発言

- ・日本の伝統文化や国体を汚す外国人の入国制限の強化を求める旨の発言

イ 韓国・朝鮮人に関する表現（韓国・朝鮮人に関する表現であると想起させるものを含む。）

アのとおり、本件表現活動1の主要な部分は特定の国際的反捕鯨団体に関するものであるものの、次のとおり、韓国・朝鮮人に関する表現（韓国・朝鮮人に関する表現であると想起させるものを含む。）が認められる。

(ア) 本件横断幕の掲出

- ・本件横断幕を掲げてデモ活動を行った。

(イ) 発言

A 本件デモ活動の弁士によるもの

- ・在日韓国・朝鮮人に対する蔑称として用いられているものであると一般的に言える表現（以下「本件在日韓国・朝鮮人を指す差別的な表現」という。）を用いて、日本から退去を求める旨の発言
- ・朝鮮人と付き合ってはならない、朝鮮人に国際的な常識を持つことを期待してはならないという趣旨の一般に福沢諭吉が著したと言われている言説について申し訳ないなどとする発言
- ・外国人による、領土の侵犯、日本人拉致、言論の封殺、仏像の窃盗を非難する旨の発言
- ・靖国神社のトイレに爆発物を設置したような外国人の入国を拒否する旨の発言

B 本件デモ活動への参加者によると考えられるもの

- ・韓国人に対し、脅迫的、恐喝的な外交を止めるよう求める旨の発言
- ・全体として、韓国人について、悪行を働いている、嘘をついている、暴力行為をしている旨を発言しようとしていると推測される発言の聞き取り可能な一部の発言
- ・在日本大韓民国民団について、非道徳的な行為をやめるよう求める旨の発言及び趣旨の不明な朝鮮人としての本質を守るよう求める旨の発言

C 誰の発言か判然としないもの

- ・本件在日韓国・朝鮮人を指す差別的な表現

(2) 特定人等に関する表現活動であることの必要性について

条例第2条第1項第1号ア、イ及びウ並びに第2号ア及びイの各規定によれば、表現活動がヘイトスピーチに該当するためには、人種若しくは民族に係る特定の属性を有する個人又は当該個人により構成される集団（以下「特定人等」という。）に関する表現活動であることが要件となっている。これは、表現活動が、特定人等の人種又は民族の属性を問題にして、社会からの排除、権利若しくは自由の制限又は明らかに憎悪若しくは差別の意識若しくは暴力をあおることのいずれかを目的として行われるものであること、及び、同じく、特定人等の人種又は民族の属性を問題にして、相当程度の侮蔑若しくは誹謗中傷をするもの又は脅威を感じさせるもののいずれかに該当するものであることが、当該表現活動において社会通念上認められることを要件としていると解される。

この点、本件表現活動1のうち(1)イに係る部分については、その内容から韓国・朝鮮人に関する表現（韓国・朝鮮人に関する表現であると想起させるものを含む。）であることが明らかである。

よって、以下、本件表現活動1のうち(1)アに係る部分が当該要件を満たしているかについて検討する。

(3) 特定の国際的反捕鯨団体に関する表現部分について

本件表現活動1のうち(1)アに係る部分は、参加者を募る掲示板によると、和歌山県太地町のイルカ漁に対して迷惑行為を行う国際的反捕鯨団体の活動家の入国制限を求める趣旨で実施するデモ活動であると表示され、街宣活動の大部分において、その趣旨に沿った主張である日本の伝統文化や国体を汚す外国人の入国制限を求めるデモである旨の発言が、繰り返しなされている。

これらは、単に、特定の国際的反捕鯨団体の活動家の行為に対して抗議を示し、特定の国際的反捕鯨団体の日本国への入国審査を適正にすべきであるという主張であると考えられる。

また、少なくとも特定の国際的反捕鯨団体については、「反捕鯨」を軸とした活動団体と認識されることが一般的であり、その他に、特定の国際的反捕鯨団体以外の具体的な団体名についての発言を確認することはできない。

以上のことから、本件表現活動者が、本件表現活動1のうち(1)アに係る部分において人種又は民族の属性までも問題にしているとは、認められない。

(4) 小括

よって、本件表現活動1のうち、特定の国際的反捕鯨団体に関する表現は、特定人等に関する表現活動には該当しないから、その余について判断

するまでもなく、ヘイトスピーチには該当しない。

(5) 韓国・朝鮮人に関する表現（韓国・朝鮮人に関する表現であると想起させるものを含む。）部分について

ア 条例第2条第1項第2号の該当性について

条例第2条第1項第2号に規定する表現の内容又は表現活動の態様については、言動、文章の掲載といった表現の手段、表現が向けられた対象者への直接性、言動における言い回しや言葉の強弱、文章における文脈などを総合的に考慮する必要がある。

(ア) 本件横断幕の掲出について

前記4(1)イ(ア)の本件横断幕に記載された文言については、命令形を用いた荒々しい表現ではあるものの、本件横断幕の掲出だけでは、何について静止を促しているのか明確ではなく、また、本件表現活動1の韓国・朝鮮人についての発言との具体的関連も明確とまではいえない。

この点、上記2(2)のとおり、本件表現活動者は、本件表現活動1に反対し抗議している、いわゆるカウンターに参加者（以下「本件カウンター」という。）について、本件表現活動1は特定の国際的反捕鯨団体に対する街宣活動であって、朝鮮人について言及するものではないにもかかわらず、妨害に来るので、その妨害に対抗するため本件横断幕を掲げていたのであり、妨害者に対する対抗言論である旨の主張をしており、本件表現活動者は、本件カウンターのことを、在日韓国・朝鮮人であると認識していることがわかる。

本件カウンターが在日韓国・朝鮮人であるか否かは不明ではあるものの、現に、本件カウンターについては、警備にあたる警察関係者から、警察官の整備指導に従うよう求める発言や、デモ隊に抗議することで他の通行人に迷惑となっており抗議をやめるよう求める発言が行われた後、デモ隊を挑発するような行為の中止を求める旨の発言が複数回繰り返されていることから、本件表現活動1のデモ活動は、警察関係者が再三にわたって制止しなければならないような激しい抗議に見舞われていたことも認められる。

こうしたことを総合的に勘案すると、本件横断幕を掲げた理由に関する表現活動者の意見の是非についてはおくとしても、少なくとも本件横断幕の掲示について、韓国・朝鮮人を相当程度侮蔑し、誹謗中傷するものや、韓国・朝鮮人のうちの相当数のものに、自らの生命、身体又は財産に関する脅威を感じさせるものであるとまでは、いずれも認められない。

(イ) 発言について

A 本件デモ活動の弁士によるもの

前記4(1)イ(イ)Aの本件デモ活動の弁士によるものについては、まず、朝鮮人と付き合ってはならない、朝鮮人に国際的な常識を持つことを期待してはならないという趣旨の発言が認められる。こうした発言は、一般に福沢諭吉が著したと言われている「脱亜論」の中の表現をもとに行われていると考えられる。

申し訳ないなどの発言をしているものの、朝鮮人と付き合ってはならない、や朝鮮人に国際的な常識を持つことを期待してはならないという旨の発言こそが本件表現活動者の真意ではないかという見方もできるが、上記の表現のみをもって韓国・朝鮮人を相当程度侮蔑し、誹謗中傷するものや、韓国・朝鮮人のうちの相当数のものに、自らの生命、身体又は財産に関する脅威を感じさせるものであるとは、いずれも認められない。

次に、外国人による、領土の侵犯、日本人拉致、言論の封殺、仏像の窃盗を非難する旨の発言や、靖国神社のトイレに爆発物を設置したような外国人の入国を拒否する旨の発言が認められる。これらの発言の内容については、平成時代に社会で認知された事件等から、韓国・朝鮮人に関する表現であることを想起させるものも含まれるが、そうであるとしても、発言の内容は、これらの事件をもとにした意見の表明にとどまり、韓国・朝鮮人を相当程度侮蔑し、誹謗中傷するものや、韓国・朝鮮人のうちの相当数のものに、自らの生命、身体又は財産に関する脅威を感じさせるものであるとは、いずれも認められない。

最後に、本件在日韓国・朝鮮人を指す差別的な表現を用いて、日本から退去を求める旨の発言が認められる。韓国・朝鮮人に対するものとわかる表現とともに、日本から退去を求める旨の表現が確認でき、これらを併せて考えれば、この表現自体は、一定の侮蔑・誹謗中傷や、韓国・朝鮮人に自らの生命、身体又は財産に関する脅威を感じさせるものに該当するものとも考えられるが、国際的反捕鯨団体の活動家の入国制限を求めることを趣旨とし、全体で約1時間半にわたるデモ活動の中でわずかしが行われなかったこと及びその発言内容の程度を本件について勘案した場合、韓国・朝鮮人を相当程度侮蔑・誹謗中傷したり、本件表現活動1を見聞した韓国・朝鮮人のうち相当数のものに、自らの生命、身体又は財産に関する脅威を感じさせたりするものとは認められない。

B 本件デモ活動への参加者によると考えられるもの

前記4(1)イ(イ)Bの本件デモ活動への参加者によると考えられるものについては、韓国人に対し、脅迫的、恐喝的な外交を止めるよう求める旨の発言、全体として、韓国人について、悪行を働いている、嘘をついている、暴力行為をしている旨を発言しようとしていると推測される発言の聞き取り可能な一部の発言、在日本大韓国民団について、非道徳的な行為をやめるよう求める旨の発言及び趣旨の不明な朝鮮人としての本質を守るよう求める旨の発言がなされていることが認められるが、これらの発言はいずれも、デモ行進が完結し、弁士による撤収指示がなされた後、カウンターから、複数の激しい罵倒もあり現場が騒然としている状態の中で、断続的又は断片的に聞き取れるものであるので、言動における言い回しや文脈などを確認することが困難である。

よって、これらの発言について、韓国・朝鮮人を相当程度侮蔑し、誹謗中傷するものや、韓国・朝鮮人のうちの相当数のものに、自らの生命、身体又は財産に関する脅威を感じさせるものであるとは、いずれも認められない。

C 誰の発言か判然としないもの

前記4(1)イ(イ)Cの、誰の発言か判然としないものについては、そもそも、特に本件表現活動1については、本件表現活動者の表現活動と認めて良いのかという問題はあるが、何らかの理由により本件表現活動者が責任を負うべき発言であったとしても、ここでの本件在日韓国・朝鮮人を指す差別的な表現は、前記Aで示した弁士の発言のものとは異なり、それぞれ単発の発言であるとともに、その他の侮蔑的な表現と組み合わせられているものでもない。

本件在日韓国・朝鮮人を指す差別的な表現が用いられている以上、侮蔑性や誹謗中傷性が皆無とはいえず、当審査会としても、前記Aで示した弁士の発言と併せ、こうした単語が用いられていることは誠に遺憾であるものの、このことをもって、韓国・朝鮮人を相当程度侮蔑し、誹謗中傷するものや、韓国・朝鮮人のうちの相当数のものに、自らの生命、身体又は財産に関する脅威を感じさせるものであるとは、いずれも認められない。

イ 小括

前記アの(ア)及び(イ)のそれぞれをみても、また、同(ア)及び(イ)を総合的に勘案しても、本件表現活動1のうち、韓国・朝鮮人に関する表現は、条例第2条第1項第2号には該当しないものと認められる。

よって、本件表現活動1のうち、韓国・朝鮮人に関する表現は、その余について判断するまでもなく、ヘイトスピーチには該当しない。

(6) 小括

(1)から(5)のとおり、本件表現活動1は、特定の国際的反捕鯨団体に関する表現についても、また、韓国・朝鮮人に関する表現についても、ヘイトスピーチに該当しないのであるから、本件表現活動1は、ヘイトスピーチに該当しない。

5 結論

以上の次第で、第1記載のとおり判断した。

(参考) 答申に至る経過

年 月 日	経 過
平成 30 年 8 月 31 日	諮問（ヘイトスピーチ該当性等の有無）
平成 30 年 8 月 31 日	調査審議（論点整理）
令和 3 年 8 月 24 日	調査審議（論点整理）
令和 3 年 9 月 29 日	調査審議（論点整理）
令和 3 年 10 月 13 日	調査審議（論点整理）
令和 3 年 12 月 7 日	調査審議（論点整理）
令和 4 年 1 月 31 日	調査審議（論点整理）
令和 4 年 2 月 4 日	表現活動者口頭意見陳述、調査審議（論点整理）
令和 4 年 4 月 18 日	調査審議（答申案）
令和 4 年 5 月 23 日	調査審議（答申案）
令和 4 年 5 月 30 日	答申（ヘイトスピーチ該当性等の有無）